

栃木県後期高齢者医療広域連合長の権限に属する事務の一部を臨時に代理させる者を定める規程

平成 25 年 3 月 26 日

訓 令 第 1 号

改正 平成 29 年 3 月 9 日 訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、広域連合長が、広域連合長個人の名またはその名において代表となる団体（以下「特定団体等」という。）と契約を締結する場合において、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条を準用する同法第 153 条第 1 項の規定により、広域連合長の権限に属する事務の一部を臨時に代理させる者（以下「広域連合長臨時代理者」という。）を定め、契約等の適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(広域連合長臨時代理者)

第 2 条 広域連合長臨時代理者は、副広域連合長とする。ただし、副広域連合長に事故があるとき、又は副広域連合長が欠けているときは、事務局長とする。

(代理する事務)

第 3 条 広域連合長臨時代理者が代理する広域連合長の権限に属する事務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定団体等に対し、補助金、交付金および負担金を給付する契約を締結するとき。
- (2) 特定団体等と、財産の交換、譲与、貸付、取得又は譲渡の契約を締結するとき。
- (3) 特定団体等と、業務の委託を行う契約を締結するとき。
- (4) 特定団体等から、負担付きの寄付又は贈与を受けるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定に抵触する契約を締結する行為

(契約書等の表記)

第4条 前条の規定に基づき、広域連合長臨時代理者が契約を締結する場合の契約書等の表記は、次のとおりとする。

栃木県後期高齢者医療広域連合長臨時代理者 副広域連合長 氏名 広域連合長
印

2 第2条ただし書の規定により広域連合長臨時代理者を事務局長とするときについては、前項中「副広域連合長」を「事務局長」と読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。